

令和6年11月11日

所属長 各位

宇治田原町長 西 谷 信 夫

令和7年度予算編成方針

1. 経済状況と国の動向

内閣府の月例経済報告によると「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされているところである。

このような中、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（骨太の方針）において、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、33年ぶりの高水準による賃金が達成されていることや、史上最高水準であることから、さらに経済全体の生産性を高め、「デフレからの完全脱却」、そして「成長型の新たな経済ステージへの移行」へとつなげていくとしている。

一方で、先の衆院選における与党の過半数割れに伴う政局混迷が、経済対策などの政策決定に少なからず影響を与えることが予想されることから、今後もその動向を注視し、遅滞なく的確に対応していく必要がある。

2. 本町の財政状況

本町の令和5年度一般会計決算は、住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援金や小中学校給食費支援など物価高騰に対する支援に重点的に取り組んだが、新型コロナウイルス関連事業の減により、一般会計では歳入歳出ともに減少となった。実質単年度収支は、町税や臨時財政対策債の減少、財政調整基金の取り崩しなどにより、3年ぶりに約3千万円の赤字となったところである。

また、令和5年度決算における主な財政指標を見ると、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は昨年度から2.7ポイント悪化の86.3となり、地方公共団体の財政力を示す「財政力指数」においても昨年度から0.01ポイント悪化の0.56となったところであり、財政基盤に余裕があるとはいえない状況にある。また、令和6年度においても、当初予算編成時から財源不足を補てんするため、1億5千万円の財政調整基金を充当しており、財政調整基金の取崩しが常態化している状況である。今後の財政見通しについては、高齢化の進展や児童手当拡充等による扶助費の増加、既存施設の改修・修繕、長期化する物価高騰による維持管理費などの経常経費の増加が続くことが懸念されるとともに、令和7年度からは新庁舎建設に係る起債の元金償還が開始されることに伴う公債費の大幅な増加により、過去に類を見ない歳出の増加が見込まれ、これまで以上に厳しい財政運営になることが見込まれる。

3. 予算編成の基本方針

現在本町では、「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」の策定作業を進めており、厳しい財政状況の中でも、「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」に掲げられているまちの将来像の実現に向けたまちづくりを進めていかなければならない。

そのため、令和7年度予算については、新たなまちづくり総合計画の初年度として必要な施策を着実に推進するため、次に掲げる基本方針に基づいて予算編成に取り組むこととする。

また、「第7次行政改革大綱」に基づき、全事業の総点検・見直し、経常経費の削減、新たな歳入の確保などにより財政の健全化を推し進める必要がある。

中でも、最も有効な手立ては経常経費の削減であり、「今やっていることを見直す」ことに他ならない。事業の見直しや廃止は住民にとって受け入れがたい選択肢になる場合もあるが、その見直しは、新たな政策推進のためであり、10年先、20年先の未来のまちの姿を住民とともに描き、住民と約束したその理想の姿を実現することと引き換えに、過去の政策決定に基づきこれまで実施されてきたサービスを見直す、縮小する、廃止する、いわゆる「新たな政策決定」と「過去の政策決定」がトレードオフの関係になっていることを、住民も、また職員も理解する必要がある。

これまで、新たに打ち出す政策の財源確保のため、社会環境の変化等に伴い必要性や緊急性の低くなった施策事業を縮小廃止（スクラップ）し、そこから生み出された財源を充てて新たな施策事業を実施（ビルド）する行財政改革の手法「スクラップ&ビルド」をとってきたが、これ以上見直すべき施策事業が見当たらないという状況になっている。そこで、発想を転換し、まず重要な取り組みの実施を検討し、その新たな取り組みが、これまで正当化されていた既存事業よりも優先順位が高ければ、既存事業を新規事業に置き換えて行うことで、現在の社会環境や時代の要請に応じた順位へと「最適化」する、いわゆる「ビルド&スクラップ」の手法により、今後必要になる政策的経費の財源確保を行うとともに、新たな補助制度の設計にあたっては、あらかじめ制度の終期を補助制度要綱等で明示する「サンセット方式」を原則とし、徹底した施策の重点化を進める。

こうしたことから、令和7年度予算について、次に掲げる基本方針に基づいて予算編成に取り組むこととする。

(1) 「第6次まちづくり総合計画」及び「第3期地域創生総合戦略」の着実な推進

令和7年度予算について、「第6次まちづくり総合計画」に掲げられている、4つのまちづくりの目標（「やすらぎのまちづくり」、「つながりのまちづくり」、「にぎわいのまちづくり」、「ハートのまちづくり」）及び2つの行政の基本姿勢（「住民が主役のまちづくりの推進」、「効果的な行財政運営（デジタル化推進含む）」）に該当する事業については、予算の重点的配分を行う。

(2) 国・府における広域的施策への連携

国における自治体DXの推進、こども・子育て施策の強化、人口減少・地方創生に関する取組、防災・減災対策の推進をはじめ、京都府における地域創生の取組や特に京都府総合計画で示されている8つのビジョンと基盤整備など本町に関連する施策について、積極的に協調し、広域的な取組に連携を図ることとする。

(3) 持続可能な行財政基盤の構築

①歳出の削減

人口減少・少子高齢化の進展に伴う行政需要の多様化、中東・ウクライナ情勢や長引く物価高など予測不能な社会経済情勢の変化に対応が求められる中、今後の厳しい財政状況に対応するため、財政のさらなる健全化を念頭に、自主性と継続性のある行財政運営に取り組む必要がある。

このため、職員の一人ひとりが現在の財政状況をしっかりと認識し、危機意識を共有するとともに、課題に真摯に向き合い、自発的に優先順位に基づいた事業の取捨選択を積極的に行う。その取組の一環として、過剰な予算要求を避けること、及び事業のビルド&スクラップをさらに促進するため、以下の取組を徹底することとする。

・厳しい財政状況に対応するため、令和6年度予算の一般財源額（人件費を除く。）から削減を行う。

・単に前例を踏襲することなく、執行方法や体制等の徹底した見直しを行い、最小の経費で最大の効果が得られるように十分検討を行うこと。

・類似・重複事業については、組織横断的な視点で事業の再構築を進めること。

・既存の補助金については、補助率、限度額、終期設定の再検討を行い、精査に努める。特に長期間継続している補助や国・府の制度の上乗せ、横出し等の町独自補助については、目的を改めて整理し、徹底して廃止や見直しを行う。

・新たな補助制度の設計にあたっては、あらかじめ制度の終期を補助要綱等で明示し、終期の到来時に新たな措置が講じられない限り、自動的に廃止される「サンセット方式」を原則とし、本町の財政状況の変化と多様化する住民ニーズに的確に対応する。

・消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響により、要求額が増加することが想定されるが、安易に上昇分を増額要求するのではなく、利用実態や過去の実績を基に金額を精査し、要求を行うこと。

・過去の決算において多額の不用額が発生している事業については、実績に見合う要求額とするなど精査を行い、社会保障費のように増加し続けることが見込まれる経費については、対象者数の伸びを適切に見込み、多額の不用額が生じないようにすること。

②歳入の確保

歳入確保について、あらゆる可能性を検討し、既存事業も含めて積極的な財源確保に努め、事業費の積算に際しては、最大限、特定財源を活用する。

特に国・府支出金については、国や府の予算編成や地方財政対策などの動向を注視し、補助制度等の情報収集・把握に努め、活用可能な補助金等を漏らすことなく常に準備し、積極的な確保に努める。

補助金等の打ち切りや補助率の縮小などがあった場合は、原則事業の打ち切りや縮小を行うこと。

ふるさと納税の寄附額の維持・拡大につなげるため、ストーリー性を持たせた使いみちのPRにも取り組み、健全な寄附サイクルの可視化を進めるとともに、引き続き町有資産の売却など積極的な歳入の確保を行う。

(4) 社会及び住民ニーズの変化を踏まえた取り組みの推進（DXの推進）

加速する少子高齢化や人口減少など様々な社会的課題がある中で、限られた人的資源の中で

行政サービスの質を維持できるよう、前例にとらわれず、「やめる・へらす・かえる」の視点に基づき、A I や I C T 等の新たな技術を効果的に取り入れ、デジタルトランスフォーメーション（D X）の推進による住民サービスの向上及び業務のデジタル化・効率化、省力化に積極的に取り組むこととする。

（５）公共施設マネジメントの推進

施設の改修事業については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、施設改修に必要な最小限の予算要求とすること。

また、当該施設の必要性や他の既存施設等の活用による休止・廃止の可否についても検討を行うこと。

施設の維持管理や指定管理業務等については、引き続き経費の節減に努めること。

（６）大阪・関西万博の推進

「大阪・関西万博」の開催に合わせて、宇治田原町が有する日本緑茶発祥の地である本町のアイデンティティを広く P R し、お茶を活かした観光誘客促進を図るなど、万博開催の効果を最大限生かすとともに、京都府の「大阪・関西万博きょうとの魅力発信事業」とも連携を行い、特定財源を活用した万博事業の実施を推進する。